



## Q・障害者自立支援の充実を

### A・作業所は自活の場を提供し、必要な訓練・指導を行っている

**Q** 基幹相談支援センターを設置し、ソーシャルワーカーの配置を。

**A** 生活福祉部長

将来的に検討。現段階では設置の考えはない。

**Q** 作業所の定員は15名。毎日の通所は10名前後。希望者にチャンスを。

**A** 生活福祉部長

現在、定員以上の登録希望者はいない。

**Q** 作業所登録から漏れた人の実態は。

**A** 生活福祉部長

登録できていない人は、いない。

**Q** 他市町の作業所通所の送迎費は本人負担か。

**A** 生活福祉部長

町がサービス費として負担。課税世帯は1割を自己負担する。

**Q** 作業所の昼食は。

**A** 生活福祉部長

自己負担で1食380円の弁当。弁当持参者もいる。総合支援法による介護生活等の事業所利用者も、加算額として1食420円程度を町が負担。課税非課税ともに、食材費として260円程度、別途自己負担である。

**Q** 支援法適用のない町独自の作業所と他市町作業所との違いは。

**A** 生活福祉部長

他の作業所は1割が自己負担、9割が公費。非課税者は10割公費負担。

**Q** 障害者の個別計画は。

**A** 生活福祉部長

訪問面接等を行っている。

**Q** 障害者はマイノリティではあるが、生きる権利はしっかりと保障されなくてはならない。

**A** 生活福祉部長

作業所は就労の場を提供し、自活に必要な指導と訓練を行っている。居場所作りとして重要な役割を担っている。



働くのは楽しい

## Q・避難所の女性専用更衣室の検討は

### A・段ボール会社と支援協定を締結

**Q** 2年前、「配備について」は検討する」との答弁であった。その後は。

**A** 総務部長

段ボール会社と支援協定を締結。本協定に基づく段ボール製間仕切りを使い、プライバシーの保護や女性専用更衣室等の確保をする。女性消防団員の配置も配慮。